

平成 30 年 第 6 回 農業委員会総会

日 時 平成 30 年 6 月 25 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

4 番推進委員 玉城 賢清

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

1 農業委員 玉城 正智 10 番農業委員 山城 弘美

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 30 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 4 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 5 議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

平成 30 年 第 6 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 30 年第 6 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、4 番推進委員玉城賢清委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 30 年第 6 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 1 番農業委員玉城正智委員、10 番農業委員山城弘美委員です。次回調査委員が、9 番農業委員宮里良淳委員、10 番農業委員山城弘美委員、10 番推進委員新垣芳隆委員となっています。よろしくお願ひします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (16 件) 日程第 2 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (9 件) 日程第 3 議案第 30 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 4 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (7 件) 日程第 5 議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (1 件) 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 16 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は豊原の 2 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は真栄里の 6 筆で、売買による所有権の移転であります。3 番は宇江城の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。4 番と 5 番は関連しております。4 番は大里の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。5 番は大里の 2 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は伊原の 1 筆で、贈与による所有権の移転であります。7 番は阿波根の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。8 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権の移転

	であります。9番は大里の2筆で売買による所有権の移転であります。10番は宇江城の1筆で、売買による所有権の移転であります。次に4ページをお開き下さい。11番と12番は関連しております。11番は伊原に1筆、米須に1筆で、贈与による所有権の移転であります。12番は米須の1筆で、贈与による所有権の移転であります。13番と14番は関連しております。3番は大度の2筆で、売買による所有権の移転であります。14番は大度の1筆で、売買による所有権の移転であります。15番は名城の1筆で、贈与による所有権の移転であります。次に5ページをお開き下さい。16番は喜屋武の1筆で、売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第28号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程2議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について9件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは7ページをお開き下さい。1番は座波の1筆で、農地区分は第2種農地であります。一般住宅への転用で売買による所有権の移転であります。2番は座波の1筆で、農地区分は第2種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3番は座波の1筆で、農地区分は第1種農地であります。既存施設の敷地拡張で、贈与による所有権移転であります。4番、5番は関連しております。4番は北波平の1筆、5番は北波平の2筆で、一体事業となります。農地区分は第2種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。次に8ページをお開き下さい。6番は与座の1筆で、農地区分は農振農用地であります。資材置場への一時転用で、3年間の賃借権の設定であります。7番、8番、9番は関連しております。7番は真壁に2筆、8番は真壁に4筆、9番は真壁に4筆で一体事業となります。農地区分は農振農用地であります。鉾山への一時転用で、3年間の賃借権の設定であります。以上です。

会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは5条の報告を致します。9ページをお開き下さい。 申請地は、宅地及び雑種地、段差等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に11ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地、段差等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に13ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であります。しかし不許可の例外の「既存の施設の拡張」に該当するため、転用は問題ないものと判断しました。次に15ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地、水路等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に17ページをお開き下さい。申請地は農振農用地区域内農地であるが、不許可の例外とされる資材置場を目的とした一時転用のため、問題ないものと判断しました。次に19ページをお開き下さい。申請地は、農振農用地区域内農地であるが、不許可の例外とされる鉱物の採掘を目的とした一時転用のため、問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第29号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第3議案第30号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、21ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)

	それでは、議案第 30 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 4 議案第 31 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、25 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 30-9 は真壁の 1 筆で、5 年の賃借権の設定であります。30-10 は米須の 1 筆で、9 年 9 か月の使用賃借権の設定であります。30-11 と 30-12 は関連しております。30-11 は山城の 1 筆で、4 年 8 か月の賃借権の設定であります。30-12 は福地の 2 筆で、4 年 8 か月の賃借権の設定であります。30-13 は座波の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。次に、26 ページをお開き下さい。30-14 は与座の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。30-15 は次の議案に関連しております。阿波根の 1 筆で、2 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしく願います。
委員	特になし。
会長	それでは議案 31 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 32 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 1 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、28 ページをお開き下さい。 30-3 は阿波根の 1 筆で、5 年の賃借権の設定であります。以上です。

会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 32 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 1 番農業委員 玉城 正智 10 番農業委員 山城 弘美

--	--

